○特定高圧ガス消費者承継届（一般則、液石則）

根拠法令

・法第２４条の２第２項　　一般則第５４条の２
　　液石則第５１条の２

適　　用

・特定高圧ガス消費者について譲渡又は引き渡し、相続、合併若しくは分割（事業の全部を承継させるもの）があった場合。

必要書類

１．特定高圧ガス消費者承継届書（一般則様式第２９の２、冷凍則様式２８の２）
２．相続の場合
　①戸籍謄本（被承継者に関する）
　②相続の事実を証する書面
（相続人が２人以上ある場合は、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書。）
３．合併の場合
　①合併の事実を証する書面（登記簿謄本等）
４．譲渡の場合
　①譲り渡しの事実を証する書面
５．届出手続きの権限を示す委任状（代表者以外の者が申請手続きを行う場合）